

## 第 5 回 沖 縄 県 教 育 委 員 会 会 議 ( 定 例 会 )

1 日時 平成26年 3 月 19 日 15 時 03 分～17 時 45 分

2 場所 教育庁第 1 ・第 2 会議室

3 出席者

委員	宮城 委員 (委員長)	(欠席委員) なし
	富川 委員	
	泉川 委員	
	石嶺 委員	
	照屋 委員	
	諸見里 委員 (教育長)	

教育 庁	統括監等	教育指導統括監、教育管理統括監、参事
	課長及び 班長等	総務課長、教育支援課長、施設課副参事、学校人事課長 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課長
	職務のため 出席した者	(事務局) 総務課総務班班長、同班主任 (4 名)、同課教育企画班主任指導主事 学校人事課県立学校人事管理監、同課県立学校人事班主幹、同課小中学校人事管 理監、同課小中学校人事班主査 義務教育課副参事 生涯学習振興課副参事、県立図書館長 文化財課副参事兼文化財班班長、同班指導主事

4 傍聴した者

記者18人 / その他13人

平成26年第5回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:03）

委員長	ただいまから平成26年第5回県教育委員会会議・定例会を開催します。 まずはじめに、議事日程の決定を行います。会期は本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、平成26年第3回会議録の承認を行います。富川委員をお願いします。
富川委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、石嶺委員をお願いします。
石嶺委員	はい。了解しました。
委員長	次に、報告事項に入ります。 報告事項1について、総務課から報告をお願いします。
総務課長	（報告事項1の説明） ・「平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）における質問・答弁概要報告」
委員長	御質疑ございますか。 （なし） では、次に報告事項2について、義務教育課より報告をお願いします。
義務教育課長	（報告事項2の説明） ・「平成25年度沖縄県学力到達度（追加）調査結果」について
委員長	今回の調査を受けて分析を行うということですので、今後その分析結果についてもご報告をお願いいたします。 御質疑ございますか。 （なし） それでは、議事に入ります。 本日は、議案が12件となっておりますが、議案第8号から第12号は人事案件となっておりますので、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 それでは、議案第1号について説明をお願いします。
総務課長	（議案第1号の説明） ・「沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について」
委員長	御質疑ございますか。

	(なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 それでは、議案第2号の説明をお願いします。
学校人事課長	(議案第2号の説明) ・「沖縄県立学校非常勤講師設置規定について」
委員長	御質疑ございますか。 (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、議案第3号と議案第4号は関連する議案とのことですので、一括して義務教育課より説明をお願いします。
義務教育課長	(議案第3号の説明) ・「巡回教育相談員設置規程を廃止する訓令について」 (議案第4号の説明) ・「子どもと親の相談員設置規程を廃止する訓令について」
委員長	今回廃止される「巡回教育相談員配置事業」や「子どもと親の相談員配置事業」については、「小・中学生いきいき支援事業」の新規細事業である「小中アシスト相談員配置事業」以外にも含まれているのでしょうか。
義務教育課長	はい、その他には不登校支援や、相談体制の充実を目的としたスクールカウンセラー配置事業がございます。これは現在78名体制で実施しておりますが、次年度より91名から92名に増員する予定でおります。併せて、スクールソーシャルワーカー配置事業もございまして、現在13名で活動しておりますが、これにつきましても15名から16名まで増員する予定です。相談員の拡充のみならず相談時間の拡充も図りますので、平成25年度に比べるとかなり充実した相談業務が出来ると考えております。
照屋委員	今回廃止する事業に関わられているワーカーの方は、引き続き「小・中学生いきいき支援事業」や「小中アシスト相談員配置事業」に関わるという理解でよろしいでしょうか。
義務教育課長	引き続き勤務する方もいらっしゃいますが、配置人数が増えますので、新規に務められる方もいらっしゃいます。
委員長	他にございませんか。 (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 それでは、議案第5号の説明をお願いします。
生涯学習振興課長	(議案第5号の説明) ・「新県立図書館基本計画について」
委員長	御質疑ございますか。
富川委員	<p>まず一点目には、基本計画を決定するのは教育委員会の権限ですが、定例会直前の説明では教育委員会の意見が十分に反映されなく、手続き上非常に大きな問題があると思いますので、今後改善いただきたいと思います。</p> <p>そして、計画(案)の内容については四点ほどありまして、一つは他の図書館との補完関係です。例えば大学図書館やその他の図書館とはネットワークで繋がっているのですが、計画(案)では新県立図書館をどのような特性のある図書館にしたいのか、他の図書館との重複を避けるための有機的な繋がりが見えません。</p> <p>二点目に、媒体の変化を考慮した図書館についてですが、ITの進化が目覚ましく、世界中が全てネット等で繋がり、小学校でもタブレットを使用する時代がきております。そのような中で、例えば慶応大学では「図書館」から「メディアセンター」へと名称を変更しています。20年、30年先を見据えるのであれば、ITメディアのデジタル化というものをもう少し計画(案)に盛り込むべきではないでしょうか。</p> <p>そして、三点目は管理運営の手法の検討ですが、説明等や計画(案)をみますと管理運営主体を民間やNPOに委託することについて否定的な印象であると思いました。これは逆の方向で、むしろ管理運営には民間、NPO等にも広く門戸を開放していくべきだと思います。例えば、佐賀県武雄市の図書館ではTSUTAYAやスターバックスと連携し、入館者数が従前の5倍にもなったということで未来型の図書館として注目されておりますので、そのような要素も計画(案)に加えていただきたいと思います。</p> <p>最後に閉館時間ですが、県民の多くは仕事を持っていますので、17時、19時に閉館ではなく、22時ぐらいまで開館時間を拡大する必要があるのではないのでしょうか。私の意見は文書でも提出しておりますので、今後実施計画の中でそのような要素も取り入れていただきたいと思います。</p>
委員長	他にございませんか。
照屋委員	来る4月1日から、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行されますので、図書館の設計や設備についても合理的配慮をお願いしたいと思います。
生涯学習振興	はい。

課長	
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第6号の説明をお願いします。</p>
文化財課長	<p>(議案第6号の説明)</p> <p>・「沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則について」</p>
委員長	<p>御質疑ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>次に審議事項7番目の「是正の要求の指示に関する対応について」ですが、本件は委員提案による協議案件となっております。</p> <p>事務局職員は資料の配付をお願いします。</p> <p>(資料配付)</p> <p>本件については、10月18日付けで文部科学大臣から、私たち沖縄県教育委員会に対して、竹富町の無償措置法違反を是正するよう求める、いわゆる『「是正の要求」の指示』が来て以来、教育委員会会議で対応の協議を重ねてきたところです。</p> <p>しかし、資料のとおり平成26年3月14日付けで文部科学大臣より地方自治法第245条の5第4項の規定に基づき、竹富町に対して直接、その違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを求めたということが通知されています。また、同通知では沖縄県教育委員会に対しても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき、域内の市町村教育委員会が行う教科書採択に関する事務について適切な指導を行うよう求められています。そのため、当該文書の内容を踏まえ、今後の対応について協議を行いたいと思います。それでは、今回の通知文書の概要について、所管課より説明をお願いします。</p>
義務教育課長	(資料に基づき概要を説明)
委員長	<p>説明は以上とのことですので、協議に入りたいと思います。</p> <p>ご意見等があればお願いいたします。</p>
富川委員	<p>これまで勉強会を通して当案件についての勉強を続けてきましたが、いくつかポイントがあります。</p>

	<p>今回、教科書無償措置法が改正されれば市町村単位での教科書採択が可能になります。そのような状況で、なぜ今竹富町に是正要求が出されるのかには大いに疑問があり、大変残念に思います。特に有識者の中でも東京大学の金井教授のコメントがメディアに取りあげられておりますが、竹富町へ是正要求をするのであれば、他の二市町にも同様の是正要求をするべきであるとの意見もあります。これまで私たち教育委員会では（対応を検討するにあたり）多くの疑問点があり（文部科学省に対し）質問状を提出してはいたが、やはり制度論、法律論の狭い範囲でしか回答がなく、根源的な教育論での回答がみられないこともあります。教育委員会では出来るだけ収斂する方向で、出来れば市町村単位で採択出来る方向で可能性を含めて色々と勉強しているわけですが、なぜこの時期において是正要求が出るかというところに非常に疑問がありますし、大変遺憾、残念に思います。</p>
<p>泉川委員</p>	<p>半年をかけて色々と議論して参りましたが、一つは緊急性の解釈という点です。竹富町はご承知のとおり教育現場に混乱がないということで、先日の報道・報告等では、学力も含めた学習環境も地域ぐるみで保たれている現状があり、混乱するような緊急性がないということで、是正の要求については緊急性の解釈に拠るものではないかと考えています。</p> <p>時間を掛けて話し合うことは教育的でもありますし、合意を得るための努力はとても大事なことで、そのようなことを子ども達にどう説明するかということも含めると、あまり拙速に判断するべきでなく、じっくりと話し合うべきということで話を進めてきたところです。</p> <p>特に、三市町の教育委員会の主体性を尊重したいということでしたので、こういう中で是正の要求の指示が出たことについては残念な気持ちです。</p> <p>沖縄県教育委員会の中では、今後の教科書改革実行プラン、あるいは本国会で出されている法律の方向性を踏まえ、現場の混乱や緊急性のない状況では、もう少し時間を掛けて議論していこうとしていたわけですが、沖縄県教育委員会に対する文書も届いているということで、私たちの説明不足な面があったと思いますが、そのようなところも理解していただきたいという気持ちです。</p>
<p>石嶺委員</p>	<p>国が直接竹富町に是正要求が出されたことは極めて残念です。再三申し上げておりますが、教育行政の基本は地域の実情に応じた振興を図るということで、地域の自主性、あるいは主体性が尊重された教育行政を展開すべきではないかと考えております。そういう状況の中で、地域の自主性・主体性を棚に置いた形で、直接的な是正要求が出たことに対して残念だということでございます。</p> <p>沖縄県教育委員会としても、これまで三市町の話し合いを模索し、現行法</p>

	<p>上で採択地区の新たな設定が出来るかという模索もしてきましたし同時に、新しい教科書の無償措置法が今後どういう形で出されるのか、その新しい法律に基づいて今の状況が解決されるのではないかという期待もしているところでありまして、そのような最中に今回是正要求がなされたことは大変残念であります。今後、県教育委員会としては竹富町がどのような考えで、どのような判断をされるのかをしっかりと見守り、また竹富町が今後下す判断については尊重しながら、県教育委員会としてこれまで模索してきた部分についても引き続き対応して、この問題が解決するようにあたっていくべきだと考えています。</p>
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、これまでの協議内容を踏まえ、沖縄県教育委員会としましては、これまでのスタンスどおり三市町による主体的な解決を促していきませんが、県教育委員会にできることとしては、採択地区の設定があるため、引き続き研究していきたいと思います。</p> <p>また、教科書無償措置法の改正案は国会で審議中であるため、具体的な対応については審議の状況等を考慮して検討を進めたいと思います。</p> <p>これまで、沖縄県教育委員会では、三市町の話し合いによる、教育的な解決を模索してきましたが、そういった中で、国から竹富町教育委員会に対して、直接是正の要求が行われたということは大変残念です。</p> <p>以上を踏まえまして、今後は引き続き（採択地区等の）研究していくということと、審議の状況等を考慮して検討を進めるということによろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>所管課では今回の決定内容を踏まえた、対応結果を次回会議の際報告いただくようお願いいたします。</p> <p>次の議案第8号以下は非公開案件となりますので、関係者以外はご退室願います。休憩します。</p> <p>(関係者以外退室)</p> <p>(以下は非公開部分のため省略します)</p>